

保護者 各位

村山市長 志布 隆夫

### 幼児教育・保育施設における登園自粛の期間延長について

日頃より、当市の保育行政についてご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、先日の緊急事態宣言を受けての幼児教育・保育施設の登園自粛について、多大なご協力をいただき重ねて御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大がいまだに終息を見ないことから、政府の緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長されることとなりました。

市としては、登園自粛についてはこれからもお願いしていくところでございますが、保護者の皆様におかれましては、これまでと同様の対応が困難となり、平常時と変わらない保育が必要となることが考えられます。そこで、今後は適切に保育の提供が行われるように対応してまいります。

ただし、これから感染が急速に拡大するといった事態が生じた場合は、臨時休園せざるを得ない状況もあることもご理解くださるようお願いいたします。

社会全体でこれ以上の感染を食い止め平穏な日常を取り戻すため、そして何よりお子様の命を守ることを最優先として取り組むものですので、何卒ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 家庭での保育を要請する期間(延長する期間)

##### 5月11日(月)～5月16日(土)の期間

(4/27～5/9の期間と同様の利用申請書は必要ありません)

※5月18日(月)以降は自粛要請を解除する予定ですが、引き続き可能な限り自宅での保育をお願いします。

#### 2 児童の受け入れ条件

裏面のとおり(※)

#### 3 保育料・副食費について

一旦、1か月分をお支払いいただき、登園自粛した日にち分については翌月で日割り計算し返金いたします。

(副食費については、事前発注済等の理由により、各園により返金可能額が異なる場合がございます。)

担 当 村山市子育て支援課  
保育係 金谷洋行・木村正樹  
TEL:55-2111(163・164)

(※)児童の受け入れ条件

- ①新型コロナウイルス感染症は風邪に似た症状であることから、風邪の症状(37.5度以上の発熱、咳、倦怠感)がある児童は受け入れできません。また、家族に同様の体調不良者がいる場合も同様とします。ただし、原因が明確な場合を除きます。
  - ②保育中に風邪の症状が現れた場合、早急なお迎えをお願いします。
  - ③マスクの着用、こまめな手洗い・消毒等、感染予防に努めてください。
  - ④感染拡大地域から帰県した日の翌日から起算して2週間経過していない児童または、2週間以内に感染拡大地域からの来県者と濃厚接触している児童については受け入れできません。  
《感染拡大地域:東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・愛知県・大阪府・京都府・兵庫県・福岡県》
-